

## 広島県告示第三百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、令和六年広島県告示第三百七十九号で認可した広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

### 一 施行者の名称

広島市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業） 広島公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和二十六年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

令和六年広島県告示第三百七十九号の事業地に、安佐南区大塚西町、大塚東一丁目、大塚東二丁目、大塚東町、伴東二丁目、伴東五丁目、伴東七丁目、伴中央三丁目、伴北町、佐伯区五日市町大字保井田、石内上一丁目を追加し、同告示の事業地のうち、東区馬木町、馬木一丁目、馬木二丁目、温品町、温品六丁目、温品八丁目、上温品一丁目、上温品三丁目、上温品四丁目、戸坂町、戸坂山根三丁目、戸坂くるめ木二丁目、戸坂大上一丁目、戸坂南一丁目、戸坂長尾台、中山北町、牛田南一丁目、牛田南二丁目、福田一丁目、福田四丁目、福田五丁目、福田七丁目、福田町、南区日宇那町、元宇品町、西区新庄町、三滝本町二丁目、竜王町、山手町、己斐上三丁目、己斐大迫三丁目、己斐東一丁目、田方二丁目、古田台一丁目、鈴が峰町、安佐南区緑井町、緑井三丁目、緑井八丁目、大町西一丁目、大町西二丁目、大町西三丁目、大町、相田一丁目、相田二丁目、相田三丁目、相田四丁目、相田六丁目、相田七丁目、相田町、毘沙門台東一丁目、安東五丁目、上安六丁目、高取北一丁目、高取南一丁目、高取南二丁目、高取南三丁目、祇園五丁目、祇園八丁目、祇園町、長束町、山本六丁目、山本八丁目、山本九丁目、山本新町一丁目、山本町、大塚西一丁目、大塚西二丁目、大塚西三丁目、大塚西五丁目、大塚東三丁目、伴東六丁目、伴中央四丁目、伴中央五丁目、伴中央七丁目、伴南三丁目、伴西四丁目、沼田町大字伴、安佐北区深川六丁目、小河原町、上深川町、落合一丁目、落合南一丁目、落合南二丁目、落合南六丁目、口田町、口田南五丁目、口田南六丁目、口田南九丁目、可部町大字上町屋、大字勝木、大字上原、あさひが丘四丁目、あさひが丘九丁目、大林町、大林一丁目、大林四丁目、三入二丁目、三入四丁目、三入七丁目、可部東四丁目、可部東五丁目、可部東六丁目、龜山九丁目、龜山西一丁目、龜山西二丁

目、安芸区船越町、船越二丁目、船越四丁目、船越六丁目、矢野町、矢野東三丁目、矢野西二丁目、矢野西三丁目、矢野西四丁目、矢野西六丁目、矢野西七丁目、中野町、中野東町、畑賀三丁目、中野六丁目、中野東二丁目、中野東三丁目、中野東五丁目、中野東六丁目、中野東七丁目、瀬野四丁目、瀬野五丁目、瀬野西四丁目、瀬野西五丁目、上瀬野町、上瀬野一丁目、佐伯区五日市町大字薬師ヶ丘、大字中地、大字上小深川、大字下河内、大字上河内、藤の木一丁目、五月が丘一丁目、五月が丘三丁目、五月が丘四丁目、美鈴が丘東五丁目、美鈴が丘南四丁目、利松二丁目、八幡東三丁目、倉重一丁目、観音台二丁目、観音台四丁目、石内北一丁目、石内南一丁目、石内南四丁目、石内東二丁目、五日市町大字石内において事業地を変更する。